資料１

西川町地域公共交通活性化協議会要綱

（目的）

第１条　西川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、西川町地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行うために設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

⑴　計画の策定及び変更に関する事項
⑵　計画の実施に関する事項
⑶　計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
⑷　前３号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認める事項

（協議会の構成員）

第３条　協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　町長及びその指名する者
⑵　関係する市町長の指名する者
⑶　一般乗合旅客自動車運送業者が指名する者
⑷　一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
⑸　山形県バス協会が指名する者
⑹　山形県ハイヤー協会が指名する者
⑺　町民又は利用者の代表
⑻　山形運輸支局長又はその指名する者
⑼　学識経験を有する者
⑽　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体が指名する者
⑾　その他必要に応じて協議会が必要と認める者

２　構成員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（役員）

第４条　協議会に以下の役員を置く。

⑴　会　長　　１名
⑵　副会長　　１名

２　会長は西川町長とし、会議を代表し、会務を統括する。
３　副会長は、会長が指名する。
４　会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、必要に応じ会長が召集する。
２　会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。
３　会議の議長は、会長が行う。
４　会議の議決の方法は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議

長がこれを決する。
５　会議は原則として公開とする。
６　会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、説明又は助言を求めることができる。

（協議結果の取扱い）
第６条　協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附　則
この要綱は、令和３年６月２日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年１０月２９日から施行する。